

第14回南相馬市総合美術展覧会開催要項

- 趣 旨 相双地方から広く作品を公募して展示公開し、美術に対する理解と関心を高め関係団体及び作家の創作活動と市内の子どもたちの創作意欲を促し、美術の振興と情操の育成を図り、地方文化の向上に資する。
- 主 催 南相馬市教育委員会
- 共 催 南相馬市芸術文化協会、南相馬市小中学校長会
- 後 援 福島民報社、福島民友新聞社、朝日新聞福島総局、NHK福島放送局
読売新聞東京本社福島支局、毎日新聞福島支局、河北新報社
- 事務局 南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課(電話 0244-24-5249)
- 会 期 令和2年11月13日(金)～15日(日)午前9時30分～午後6時30分(最終日は午後4時まで)
- 会 場 小川町体育館(南相馬市原町区小川町322番地の1)

8 部門及び作品の規格

◇一般の部

審査員及び招待作品の下記規格における下限は自由とする。

- (1) 日本画(含 水墨画、墨彩画、仏画。俳画、画賛も認める。)

規格 = 6号以上100号までとし額装とする。(軸装可。書の規格に準ずる。)

- (2) 洋画(含 水彩画、版画、パステル画、色鉛筆画)

規格 = 8号以上100号までとし額装とする。

- (3) 書

規格 = A (縦物) 61cm×242cm以内

B (横物) 151cm×76cm以内

C (縦横自由) 106cm×136cm以内

D 121cm×121cm以内

E (縦) 170cm×(横) 87cm以内

作品は、軸装または額装か枠張りとし、仕上がり寸法で上記の規格以内とする。

楷書以外の作品には、釈文をつけること。

- (4) 彫刻・工芸

彫刻、工芸美術(陶磁器、金工、染織、刺繍、人形、紙工、ガラス、七宝、皮革、木竹工、手工芸)パッチワークなどの創作品に限る。ただし、刀剣、甲冑は除く。

規格 = 工芸美術の平面作品は、縦横200cm以内とする。立体作品は、立方換算で、40cmの3乗以内とし、高さ及び長さは100cm以内とする。

パッチワークについては、縦横100cm以内とする。

- (5) 写真

規格 = 四ッ切以上全紙以下パネル張りとする。

額装の場合、ガラスは使用しないこと。(アクリルは可)

◇**小中学校の部**（ただし、南相馬市内の小中学生に限る。）

・今回のみ公募とし、1人1点を原則とする。

・作品に出品票を貼付すること。

(1) 平面作品 = 画用紙（四ッ切判、54cm×38cm以内）

（含版画） 台紙白ボール紙（64cm×48cm）

(2) 立体作品 = 60cm×60cm×60cm以内

ただし、共同制作の場合は、3人までの共同とする。

(3) 書(含硬筆) = 半紙(24 cm × 34 cm以内)

硬筆についても半紙大とし、縦長使用とすること。

(4) 技術家庭 = 創作品に限る。作品は額装、台紙張等にすること。（ただし、中学生に限る。）

9 出品規定

・出品者 相双地方在住及び出身者とする。

・出品作品 過去1年以内に自己の制作したもの。相双地方外の公募展において受賞又は入選したものは、審査対象外とする。なお、他の公募展への出品作品については、出品票に出品歴及び受賞・入選歴を記載すること。

・出品点数 各部門1人1点。

・出品票 作品には出品票を貼付すること。

・その他 吊り下げる作品は、必ず「展示用吊りひも等」を付けること。（彫刻・工芸を除く。）

10 作品搬入 一般の部・小中学校の部

・11月9日(月) 午前11時から午後6時まで小川町体育館に搬入する。

11 審査及び賞 11月10日(火) 午後1時から会場にて行う。

（該当作品がない場合は、この限りではない。）

(1) 一般の部 市美展賞：1点、優秀賞：2点、奨励賞：出品数の1割（部門ごと）

(2) 依嘱の部 特別賞：2点以内

(3) 小中学校の部 市長賞、教育長賞、奨励賞（部門ごと）

12 審査員

| 部 門 | 氏 名 |
|-------|-------|
| 日 本 画 | 齋藤 勝正 |
| 洋 画 | 酒井 昌之 |
| 書 | 松崎 龍翠 |
| 彫刻・工芸 | 坂内 憲勝 |
| 写 真 | 齋藤 政征 |

13 作品搬出 一般の部・小中学校の部

11月15日(日) 午後4時15分より午後6時まで。

11月16日(月) 午前9時より午後1時まで。

14 招待依嘱作品 南相馬市総合美術展覧会要項第7条第2号により、招待出品者・依嘱出品者選出基準による。

15 審査講評 一般作品を対象として、審査結果における審査員の講評を11月10日(火)

午後3時30分から午後4時30分まで会場において実施する。

16 その他 作品の写真撮影、広報やHPに関わる著作権は、主催者に帰属するものとする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式は中止する。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、状況に応じて会期の短縮、中止などの措置を取る場合がある。